

資料 1

大好き いばらき 県民会議 規約

(名 称)

第1条 この会は、大好き いばらき 県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(目 的)

第2条 県民会議は、大好き いばらき 県民運動構想の趣旨を踏まえ、やさしさとふれあいのある茨城づくりと県民運動を通しての新しい茨城のイメージづくりをめざすとともに、真に豊かで住みよいあしたの茨城づくりをめざして、県民の主体的な県民運動をダイナミックに推進することを目的とする。

(構 成)

第3条 県民会議は、前条の目的に賛同する市町村県民運動推進組織、広域的・機能別県民運動団体、地域活動団体、企業、市町村及び県（以下「団体等」という。）で構成する。

(事 業)

第4条 県民会議は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大好き いばらき 県民運動（以下「県民運動」という。）の推進方策の企画・立案及び推進に関すること
- (2) 県民運動関係団体との連携・支援に関すること
- (3) 市町村県民運動推進組織の設立促進に関すること
- (4) 県民運動地域推進員（ネットワークカー）の委嘱及び活動促進に関すること
- (5) 生活学校・生活会議の育成に関すること
- (6) 県民運動に関する情報・資料の収集及び提供に関すること
- (7) 県民運動の奨励及び表彰に関すること
- (8) 県民運動の広報・啓発に関すること
- (9) 県民運動に関する調査研究に関すること
- (10) その他、目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事長 1 名
 - (4) 副理事長 若干名
 - (5) 専務理事 1 名
 - (6) 理 事 30名以内（理事長、副理事長及び専務理事を含む。）
 - (7) 監 事 2 名
- 2 会長、副会長、理事及び監事は総会で選任する。
- 3 理事長及び副理事長及び専務理事は、理事会において互選する。

(役員の職務)

第6条 会長は、県民会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会長及び副会長は、必要と認めるとき、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 理事長は、県民会議の会務を総括する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、県民会議の会務を処理する。
- 7 理事は理事会を構成し、必要な事項を審議する。
- 8 監事は、会計その他の事務を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため（定数の増加に伴う補充も含む。）選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(顧問)

第8条 県民会議に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じる。

(会議)

第9条 県民会議の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、第3条に規定する団体等の代表者で構成し、会長が招集する。
- 3 総会は、理事長が議長となり、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 会長、副会長、理事及び監事の選任に関すること
- (5) その他重要事項に関すること

4 理事会は、理事長が招集して議長となり、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会への付託事項に関すること
- (2) 団体等の入会に関すること
- (3) 県民運動の推進方策に関すること
- (4) 会務の執行に関すること
- (5) その他必要と認められる事項に関すること

5 (1) 会議は、構成員（総会の場合は第3条に規定する団体等の代表者、理事会の場合は理事）の2分の1以上の出席をもって成立する。

(2) 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(3) やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、会議に出席したものとみなす。

(書面による審議)

第10条 理事長は、必要があると認めたときは、書面をもって理事の意見を求めて、理事会の議決に代えることができる。

(委員会)

第11条 県民会議の事業を効果的かつ円滑に推進するため、委員会を置くことができる。

2 委員会に必要な事項は、理事会に諮って理事長が別に定める。

(理事長の専決)

第12条 理事長は、総会が招集されるいとまのない場合は、理事会に諮りこれを専決処分することができる。

2 理事長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会に報告しなければならない。

(個人会員)

第13条 県民会議の目的に賛同し、その活動に参加、協力する個人は、個人会員となることができる。

2 個人会員は、賛助会員とする。

3 その他必要な事項は、理事長が別に定める。

(会 計)

第14条 県民会議の経費は、会費、補助金、委託金、共催金、賛助金、その他の収入をもって充てる。

2 団体等は、原則として年額一口1万円とする。

3 個人会員の賛助金は、原則として年額一口2千円とする。

4 県民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第15条 県民会議の事務を処理するため、当分の間、事務局を茨城県生活環境部生活文化課内に置く。

2 事務局の規程は、理事長が別に定める。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規約は、平成7年9月4日から施行する。

2 県民会議の設立当初の役員の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成9年3月31日までとする。

3 県民会議の設立当初の会計年度は、第13条第4項の規定にかかわらず、設立の日から平成8年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成9年4月23日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、大好き いばらき 県民会議とダイナミックいばらき協会が合流する平成19年1月1日から施行する。**
- 2 第5条第1項に規定する役員は、別に定める合流協定書に基づく役員とし、この任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行の日から第5条第2項の規定に基づき新たに選任させるまでの期間とする。**
- 3 地域活動団体の会費は、当分の間、別に定める合流協定書に基づく金額とする。**

附 則

この規約は、平成17年5月18日から施行する。

資料 2

大好き いばらき 県民会議 委員会設置規程

(設置の目的)

第1条 大好き いばらき 県民会議（以下「県民会議」という。）の事業を効果的かつ円滑に推進するため、県民会議規約第11条の規定に基づき構想委員会、県民運動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会所掌事項は、別表のとおりとする。

(構想委員会)

第3条 構想委員会委員は、学識経験者、有識者、県民運動実践者及び行政に携わる者のうちから、理事会に諮って理事長が選任する。

2 委員の人数は、10名程度とする。

3 県民運動推進委員会の委員長及び副委員長は構想委員会に出席して意見を述べることができる。

4 構想委員会は、必要に応じ各委員会委員や第三者の出席を求め意見を聞くことができる。

(県民運動推進委員会)

第4条 県民運動推進委員会委員は、学識経験者、有識者、県民運動実践者及び行政に携わる者のうちから、理事会に諮って理事長が選任する。

2 委員の人数は、40名程度とする。

3 県民運動推進委員会に、必要に応じ部会等を置くことができる。

(委員会の役員)

第5条 構想委員会及び県民運動推進委員会にそれぞれ次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

2 役員は、各委員会において互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき若しくは欠けたとき又は委員長の指示があったときは、その職務を代行する。

5 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1期2年とし、通算3期に限り再任できる。

2 補欠のため（定数の増加に伴う補充を含む。）選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(連絡調整会議)

第8条 県民運動推進委員会の連絡調整のため、連絡調整会議を設ける。

2 連絡調整会議は、専務理事、県民運動推進委員会の正副委員長、事務局長、事務局次長及び第4条の規定に基づく部会を代表する者で構成する。

3 連絡調整会議は、必要に応じ専務理事が招集し、会議の議長となる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会等の設置その他委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成7年9月4日から施行する。

2 委員会の設立当初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず設立の日から平成9年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成13年1月1日から施行する。

2 平成13年1月1日現在における委員会の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

3 平成12年度における委員会の役員任期は、第5条第5項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

4 この規程は、平成14年4月1日を目途に見直すものとする。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成14年3月31日現在、通算8期6年を超える委員にあつては、第6条の規定にかかわらず、1期2年の再任ができるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別 表

委員会の名称	所 掌 事 項
構想委員会	① 県民運動の長期構想・戦略に関する事 ② 県民会議の組織運営に関する事 ③ 理事会からの諮問事項に関する事 ④ その他
県民運動推進委員会	① 県民運動の推進方策の企画・立案及び推進に関する事 ② 県民運動関係団体との連携、支援に関する事 ③ 県民運動に関する情報・資料の収集及び提供に関する事 ④ 県民運動に関する調査研究に関する事 ⑤ 県民運動の奨励及び表彰に関する事 ⑥ 市町村県民運動推進組織の設立促進に関する事 ⑦ 県民運動地域推進員（ネットワーク）の委嘱及び活動促進に関する事 ⑧ 生活学校運動及び生活会議運動の推進に関する事 ⑨ 県民運動の広報・啓発事業に関する事

資料 3

大好き いばらき 県民会議 部会等設置要項

(設置の目的)

第1条 大好き いばらき 県民会議県民運動推進委員会（以下「委員会」という。）において所掌する事項を効果的かつ円滑に推進するため、大好き いばらき 県民会議委員会設置規程第9条の規定により、委員会に別表の中欄に掲げる部会（以下「部会」という。）を置く。

(分掌事項)

第2条 部会の分掌事項は、別表の右欄に掲げるとおりとする。

(構成員)

第3条 委員会委員は、原則として第2条のいずれかに所属するものとする。

(部会の役員)

第4条 部会の役員として、部会長及び副部会長を置く。

2 部会の役員は、各部会において互選する。

3 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき若しくは部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 部会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 部会会議は部会長が招集し、会議の議長となる。

(その他)

第6条 この要項に定めのあるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

1 この要項は、平成13年1月1日から施行する。

2 平成12年度中の部会の役員は、第4条第5項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

付 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

別 表

委員会名	部会名	分 掌 事 項
県民運動推進委員会	福祉・人づくり部会	① 誰もが健やかに暮らせるやすらぎに満ちた茨城づくりの運動に関する事 ② 個性と創造性に富む心豊かな人づくりの運動に関する事
	生活環境部会	① 豊かさを実感できる安全・安心で快適な地域づくり運動に関する事 ② 生活学校運動との連携・協力に関する事
	地域づくり部会	① ネットワーカーの活動や市町村県民運動の推進に関する事 ② 過去、現在、未来とつなぐ新しい茨城の風土づくりの運動に関する事 ③ 生活会議運動との連携・協力に関する事
	広報部会	① 大好き いばらき 県民運動の広報・普及啓発に関する事 ② 県民運動キャンペーンに関する事

資料 4

大好き いばらき 県民会議 会員名簿

平成 2 4 年 5 月 1 日現在

【会員数総括表】

区 分	会員数
市町村県民運動推進組織	10
県域団体	81
企 業	122
市町村会員	44
県	1
合 計	258

注：県域団体には，茨城県生活学校連絡会を含む。

個人会員	267人
------	------

県民運動推進組織(10)

1	小美玉市コミュニティ連絡会	6	土浦市まちづくり市民会議
2	笠間市民憲章推進協議会	7	日立市コミュニティ推進協議会
3	鹿嶋市まちづくり市民懇話会	8	ひたちなか市市民憲章推進協議会
4	古河市三和コミュニティ推進協議会	9	ふれあい美花市民の会
5	高萩市市民憲章推進協議会	10	水戸市住みよいまちづくり推進協議会

県域団体会員(81)

1	(社)茨城県安全運転管理者協議会	42	環境保全茨城県民会議
2	(社)茨城県医師会	43	(社)青少年育成茨城県民会議
3	茨城県イタリア・エミリアローマ州友好交流協会	44	(社)日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会
4	(社)茨城県栄養士会	45	茨城中央ブロック明るい社会づくり連絡協議会
5	(社)茨城県看護協会	46	(特非)アスク
6	(社)茨城県経営者協会	47	茨城ダルク今日も一日ハウス
7	(社)茨城県建築士事務所協会	48	(社・福)自立奉仕会
8	(社)茨城県公害防止協会	49	ひたちなかユネスコ協会
9	(財)茨城県交通安全協会	50	茨城県学校長会
10	茨城県交通安全母の会連合会	51	(社)茨城県建築士会
11	茨城産業会議	52	茨城県高等学校長協会
12	(社)茨城県歯科医師会	53	茨城県高等学校PTA連合会
13	茨城県自治会連合会	54	茨城県国民健康保険団体連合会
14	(社・福)茨城県社会福祉協議会	55	茨城県社会教育振興協議会
15	茨城県商工会議所青年部連合会	56	茨城県青年団協議会
16	茨城県商工会議所女性会連合会	57	茨城県市長会・町村会
17	茨城県商工会議所連合会	58	新世紀潮来市ボランティアグループ
18	茨城県商工会青年部連合会	59	茨城県農業法人協会
19	茨城県商工会女性部連合会	60	特非)ぽかぽかくらぶ
20	茨城県商工会連合会	61	家庭倫理の会
21	茨城県少年団体連絡協議会	62	茨城県造園建設業協会
	(社)ガールスカウト日本連盟茨城県支部	63	額田城址保存会
	茨城県海洋少年団育成連合会	64	NPO法人エイエスピー
	茨城県子ども会育成連合会	65	NPO法人 異業種地域研究会
	(財)茨城県体育協会茨城県スポーツ少年団	66	(財)茨城県国際交流協会
	茨城県青少年赤十字指導者協議会	67	水戸蕎麦の会 天狗党
	ボーイスカウト茨城県連盟	68	エコレンジャー8
22	茨城県幼少年婦人防火委員会	69	「茨城アジア教育基金」を支える会
23	茨城県消費者団体連絡会	70	NPO法人筑波山環境クラブ
24	茨城県食生活改善推進団体連絡協議会	71	NPO法人エコグリーンいばらき
25	茨城県女性団体連盟	72	下館輪投げの会
26	茨城県生活学校連絡会	73	駒羽住宅団地行政区
27	茨城県生活協同組合連合会	74	特定非営利活動法人 里山を守る会
28	茨城県青年団体連盟	75	かいつむりの会
29	茨城県地域女性団体連絡会	76	劇団どてかぼちゃ
30	茨城県中小企業団体中央会	77	臈づな会
31	茨城県土地改良事業団体連合会	78	生活支援ネットワーク・介護セブン
32	茨城県農業協同組合中央会	79	(社)茨城県臨床検査技師会
33	茨城県PTA連絡協議会	80	障害者雇用促進協会
34	茨城県保育協議会	81	(社・福)芳香会
35	茨城県民間保育協議会		
36	(社)茨城県薬剤師会		
37	(財)茨城県老人クラブ連合会		
38	茨城県自動車販売店交通安全対策推進協議会		
39	茨城文化団体連合		
40	茨城県セーリング連盟		
41	霞ヶ浦問題協議会		

企業(122)

1	アサヒビール(株) 茨城工場	62	常洋水産(株)
2	茨城県信用組合	63	昭和建設(株)
3	(株)茨城新聞社	64	(株)白鳥硝子店
4	茨城倉庫(株)	65	鈴縫工業(株)
5	茨城トヨタ自動車(株)	66	センター印刷(株)
6	トヨタL&F茨城(株)	67	(株)タイヘイ
7	茨城日産自動車(株)	68	(株)大洋
8	奥順(株)	69	(株)高野高速印刷
9	鹿島臨海工業地帯企業連絡協議会	70	(株)タナカ
10	(株)筑波銀行	71	(株)田中タイル工業
11	キリンビール(株) 取手工場	72	(株)奈良屋
12	(株)萩原自動車	73	(株)西山工務店
13	(株)ジョイフル本田	74	日本興亜損害保険(株)
14	(株)常陽銀行	75	日本通運(株)茨城支店
15	(株)セイフ食品	76	ハタヤ商事(株)
16	関彰商事(株)	77	(株)幡谷本店
17	大日本印刷(株) 水戸営業所	78	富士菱石油(株)
18	(株)南悠商社(高萩炭鉱)	79	(株)富士屋ホテル
19	東京電力(株)茨城支店	80	北越製紙(株)関東工場
20	富山建材(株)	81	水戸暖冷工業(株)
21	ネットトヨタ水戸(株)	82	水戸中央青果(株)
22	(株)トヨタレンタリース茨城	83	(有)ミノワ印刷
23	中川ヒューム管工業(株)	84	(有)宮内運輸
24	日鉱金属(株) 日立工場77	85	株式会社 茂木林業
25	日東電気(株)	86	(株)シーガルコンサルティング
26	日本原子力発電(株)	87	水戸京成ホテル(株)
27	日本たばこ産業(株) 水戸支店	88	(株)フジタビジネスマシナズ
28	NTT東日本(株)茨城支店	89	(株)光和印刷
29	日本放送協会 水戸放送局	90	(有)オーゼ
30	(株)日立製作所	91	(株)伊勢基本社
31	日立セメント(株)	92	(有)こうじや
32	(株)水戸京成百貨店	93	いばらき印刷(株)
33	水戸信用金庫	94	筑波学園ガス(株)
34	八幡印刷(株)水戸営業所	95	(株)茨城放送
35	結城信用金庫	96	(株)トビタ文具
36	(株)竜ヶ崎自動車教習所	97	(株)田中企画 水戸営業所
37	東京海上日動火災保険(株) 茨城自動車営業部 営業部第1課	98	大富印刷(株)
38	(株)ウライ	99	(有)和敬ビル
39	株式会社 インカワ	100	水戸自動車工業(株)
40	(株)あけぼの印刷社	101	(株)笠間印刷所
41	(株)秋山工務店	102	(有)水戸山翠商事
42	あさ川製菓(株)	103	エスケイ企画
43	朝日製菓(株)	104	メガネのタデヌマ
44	(株)石川工業所	105	茨城ケント販売(株)
45	(有)磯山源兵衛商店	106	株式会社 スマタ商事
46	茨城いすゞ自動車(株)	107	(有)エスピー研究所
47	茨城県食糧販売協同組合	108	鹿島都市開発(株)
48	茨城交通(株)	109	鹿島埠頭(株)
49	茨城水産(株)	110	鹿島臨海鉄道(株)
50	茨城トヨペット(株)	111	(株)茨城ポートオーソリティ
51	ウルノ商事(株)	112	アシストプロ(株)
52	(株)大塚製作所	113	(有)東京総合染色
53	(株)カスミ	114	高木染工場
54	株木建設(株)茨城本店	115	茨城工芸産業(株)
55	関東印刷(株)	116	(株)パロス
56	(株)きど印刷所	117	水海道産業(株)
57	(株)衣笠会計事務所	118	イオン(株)関東カンパニー茨城事業部
58	共栄火災海上株式会社茨城支店	119	(株)つくば研究支援センター
59	(株)ケーズホールディングス	120	レントオール茨城(株)
60	(株)坂本徳松商店	121	(株)ヘレナメディアリサーチ
61	三の丸ホテル	122	(株)パラス・ジュエリー

市町村(44)

県(1)

1	水戸市	1	茨城県 生活文化課
2	日立市		
3	土浦市		
4	古河市		
5	石岡市		
6	結城市		
7	龍ヶ崎市		
8	下妻市		
9	常総市		
10	常陸太田市		
11	高萩市		
12	北茨城市		
13	笠間市		
14	取手市		
15	牛久市		
16	つくば市		
17	ひたちなか市		
18	鹿嶋市		
19	潮来市		
20	守谷市		
21	常陸大宮市		
22	那珂市		
23	筑西市		
24	坂東市		
25	稲敷市		
26	かすみがうら市		
27	桜川市		
28	神栖市		
29	行方市		
30	鉾田市		
31	つくばみらい市		
32	小美玉市		
33	茨城町		
34	大洗町		
35	城里町		
36	東海村		
37	太子町		
38	美浦村		
39	阿見町		
40	河内町		
41	八千代町		
42	五霞町		
43	境町		
44	利根町		

資料5

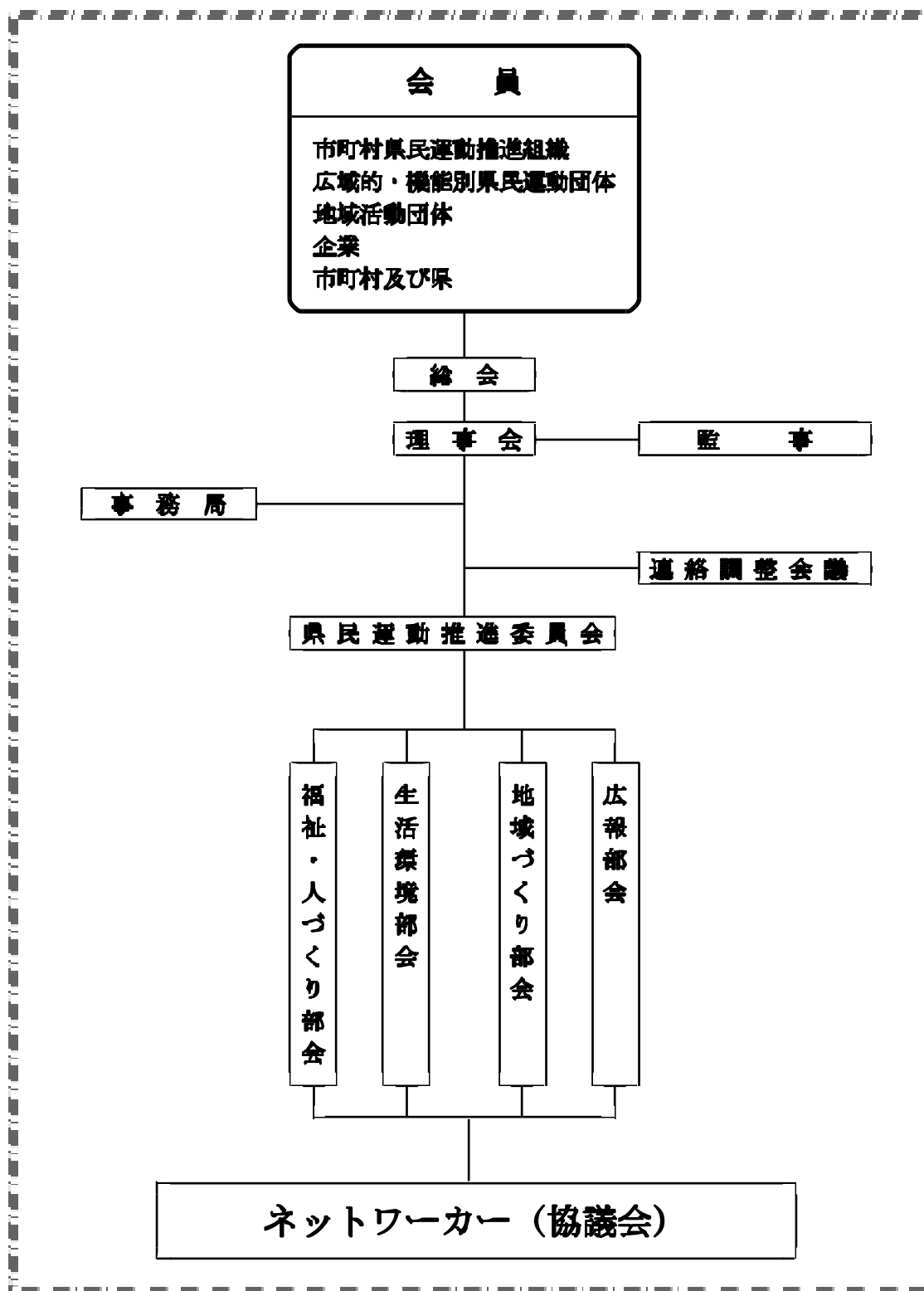
平成24年度 県民運動推進委員会所属部会

(敬称略)

区 分		氏 名	所 属
委員長兼地域づくり部会長		安 藤 聖 志	
副委員長兼福祉人づくり部会長		石 井 美知夫	
副委員長兼生活環境部会長		大久保 英 男	
副委員長兼地域づくり部会長		照 沼 一 美	
福 祉 ・ 人 づ く り 部 会	部会長 副部会長	石 井 美知夫	学識経験者
		井 上 民 男	桜川市ネットワーカー協議会
		阿 部 智	財団法人茨城県青少年協会
		石 嶋 敬 子	筑西市ネットワーカー協議会
		井 上 しげ子	美野里生活学校
		首 藤 寿 幸	大好きひたちネットワーク副代表
		戸 館 善 敬	日本ボーイスカウト茨城県連盟理事
		野 澤 和 子	筑西市ネットワーカー協議会
		銚 田 久 子	常陸太田生活学校
		安 節 子	一般社団法人ガールスカウト茨城県連盟
		吉 村 節 子	大好きひたちネットワーク
生 活 環 境 部 会	部会長 副部会長	大久保 英 男	八千代町ネットワーカー等連絡協議会
		飯 村 七 重	大好きかさまネットワーカー連絡協議会
		小谷野 留美子	延方生活学校
		櫻 井 博	石岡市区長会 副会長
		嶋 内 富美代	メサフレンドシップ
		下 村 文 男	茨城県市町村社会福祉協議会事務局長会幹事
		鈴 木 克 昌	茨城県生活協同組合連合会事務局長
		高 崎 敏 子	玉造生活学校
		山 下 桂 子	阿見町交通安全母の会会長
		綿 貫 亮	大好きかさまネットワーカー連絡協議会
地 域 づ く り 部 会	部会長 副部会長	安 藤 聖 志	守谷市ネットワーカー連絡協議会会長
		新 井 利 之	古河市三和コミュニティ推進協議会
		石 橋 良 章	茨城県PTA連絡協議会副会長
		市 毛 征 子	水戸市ネットワーカー連絡協議会
		占 部 雄一郎	つくばみらい市ネットワーカー等連絡協議会会長
		大 津 敏 子	高萩市ネットワーカー
		大 山 吐 志	大洗のたまり場「だまっこ」代表
		白 土 繁 子	那珂市ネットワーカー連絡協議会会長
		白 土 喜 弘	那珂市ネットワーカー連絡協議会
		森 田 多美子	NPO法人水戸こどもの劇場代表
広 報 部 会	部会長 副部会長	照 沼 一 美	茨城町ネットワーカー等連絡協議会会長
		市 原 裕 子	大好きかさまネットワーカー連絡協議会幹事
		安 中 雅 代	ひたちなか生活学校
		栗 原 宇 津	かすみがうら市千代田地区ネットワーカー等連絡協議会
		後 藤 愛 子	常陸大宮市ネットワーカー協議会
		佐 藤 伸	茨城県消費者団体連絡会
		中 野 治 美	茨城県地域女性団体連絡会

資料6

大好き いばらき 県民会議 組織図



大好き いばらき 県民運動

- やさしさとふれあいのある茨城をめざして -

各地域で行われている青少年・福祉・環境・生活など様々な分野での活動を
団体・企業・行政が手をつないで支えあい、やさしさとふれあいある茨城を創
っていく運動、それが「大好き いばらき 県民運動」です。

大好き いばらき 県民運動宣言

私たちは、「大好き いばらき 県民会議」の活動をとおして

- やさしさとふれあいのある茨城づくりをめざそう。
- 新しい茨城のイメージを県内外に伝え、広めよう。
- 互いの活動を理解し認めあって県民運動を推進しよう。

(平成7年9月4日)

大好き いばらき 県民会議

事務局：〒310-0011

水戸市三の丸1-6-38 茨城県三の丸庁舎

TEL：029-224-8120

029-300-3515

FAX：029-233-0030

ホームページURL：<http://www.daisuki-ibaraki.jp/>

Eメールアドレス：info@daisuki-ibaraki.jp